建築基準法に基づく構造方法等の認定（大臣認定）について

国土交通省

○建築基準法令では建築基準を設定するとともに、建築確認手続きを設け、建築基準への適合を確認している。
○H10法改正により、建築基準の性能規定化がなされ、告示仕様として事前に定められない多様な建築材料や構造方法等についても、性能評価・大臣認定（法令に基づく要求性能を満たすことを大臣が認定）を受けることで活用できるようになっている。

建築基準

告示仕様

例. 防火構造外壁
外装材：モルタル
屋内側：石膏ボード

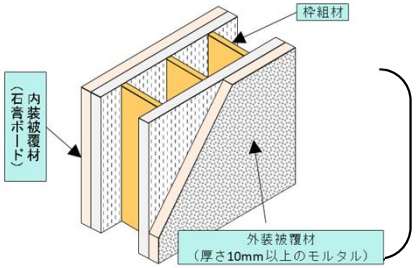

大臣認定仕様

性能評価を受けて
大臣認定を取得すると
使うことが出来る

独自の仕様

大臣認定取得までの流れ

建築確認・検査

申請側
告示仕様か大臣認定仕様から選択
※大臣認定仕様を用いる場合大臣認定書の写しを提出

審査側
（指定確認検査機関・建築主事）
いずれかの仕様に合致することを確認

性能評価機関（性能評価）

※大学教授、准教授、高度の専門的知識を有する者

指定性能評価機関との事前相談
→ 指定性能評価機関への申請
→ 性能評価試験の実施

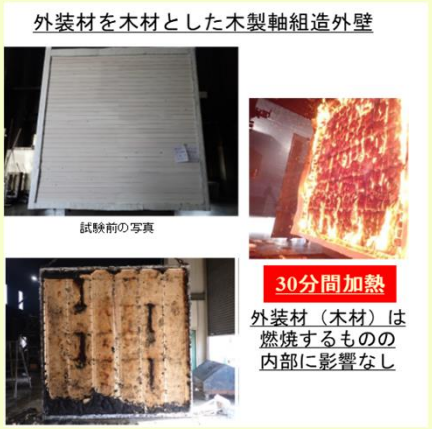

→ 評価員※による評価
→ 性能評価書の交付

国土交通省（大臣認定）

→ 国土交通省への申請
→ 国土交通省での審査
→ 大臣認定書の交付